

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0120050	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	当庁の所管法令ではない。			外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において18歳未満の子又は納税等により自営の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都23区の特定地域(新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域)内に所在する事業所等に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービスに従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。	左記の特定地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用者に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。 (1) 事業の必要性 a. 外国人家事使用人の必要性 b. 雇用の在留資格要件(左記①)の不合理性 c. 雇用の地位要件(左記②)の不合理性 d. 雇用の家族構成要件(左記③)の不合理性 e. 総合的に見て左記①～③のような制限はない f. 本提案は出入国基本計画や国際労働協約の強化を具体化するものである g. 本事業に実質的効果を持たせるためには左記地域における規制緩和が必要である (2) 事業の許容性 a. 雇用の限定により費用対効果が高い一方、入管政策に与える影響は軽微である b. 雇用人を金融関連サービスに従事する者に限ることから、非発生の可能性は低い c. 雇用人の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である(詳細は別紙事業内容書のとおり)	(-) (-)	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については、原則として受入れを認めない。外国人労働者の受入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	骨太の方針2007において、市場強化プランを政府一体となって推進することが閣議決定されたにも関わらず、法務省、厚生労働省、警察庁の三省庁が実質的な対応の先送りを示唆する回答をしたことは残念である。法務省および警察庁は、外国人労働者の受入れに伴う影響については慎重な検討が必要である旨を述べているが、在日米商工会議所の提案は特例においても制度利用者による条件をつけない、想定されるリスクを軽減するに足るものとなっている。本提案を机上の空論で終わらせるのではなく、合理的なリスクコントロールを可能とする範囲において実行に移すことで、その影響を実証的に検証でき、よりよい制度設計へとつなげることができる。				1 0 3 7 0 0 1 0	在日米商工会議所	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省		
0120060	大型車導入規制区域の適行申請手続の簡素化(電子化)について	都道府県の警察機関に係る申請、届出等のオンライン化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成15年3月28日付行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条)」第9条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警察總監、道府県警察本部長又は警察署長)に対して行われる申請等のうち、電子情報処理技術を用いた申請等を行うこととする旨を定めたこととされている。	大型車導入禁止規制区域において、通行許可を所管の警察署に申請するが、電子申請による手続の簡素化、迅速化を進めていただきたい。	現状では申請のため管轄の警察署に提出が必要だが、大型車導入規制区域であったり、駐車場が確保できないなど、多大な困難を伴っている。加えて許可の取得に2～3週間かかる場合もあり、迅速な物流対応もできない。岩手県など一部の県においては電子申請が認められているとのことが、導入の進んでいない理由(例：千葉県)必ずしも普及は進んでいないのが実情である。全国の都道府県において電子申請が可能となるよう、採用を働きかけていただきたい。	現行制度上、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警察總監、道府県警察本部長又は警察署長)に対して行われる申請等のうち、電子情報処理技術を用いた申請等を行うことができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされている。その観点で実行として追加策を講ずることはできないが、回答されたい。			「各都道府県の実情に応じて随時導入が図られている」との回答であるが、提案者の意図は、その導入をより早めることにある。その観点で実行として追加策を講ずることはできないが、回答されたい。				7月23日に「・・・各都道府県の実情に応じて随時導入が図られている」との回答を頂いた。しかし当協会委員会がある千葉県西葛、千葉東葛、成田葛、市原葛では、未導入であり警察署に出向いて許可を得ているが実情である。又電子申請について都道府県に問い合わせたところ、申請には免許証、車検証等書類の提示が必要であるが電子化は不可であるとの回答であった。頂いた回答は各府の実情に応じて導入が図られているとの事であるが、これらの書類は成田葛市独自の事情とは考えにくい。利用者としては一日も早い電子化を望むものであり、問題点の解消および千葉県における電子化のスケジュールについて開示願いたい。			1 0 4 0 2 0	石油化学工業協会	東京都	警察庁	
0120070	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の観点の長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。			資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の滞在が認められ、当地域において親戚や重要な人材である外国人企業関係者が、親の問題で入国が困難になり、在留できなくなることもないよう、親の活動を「特定活動」に加えようことを求めるもの。	(-) (-)	移民を含む外国人の受入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保険等の各制度がそのために十分整備され、また、国民のコンセンサスが得られていることと認められている。当庁としては、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	法務省におかれては、現状「高度人材の親の在留状況等を慎重に守っている」との回答であることから、高度人材の親とあわせて在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の在留に関してご検討いただきたい。			1 0 6 0 0 6 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省			
0120080	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル。バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル」を行う「賞玉・賞メダル返却所」を設置	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、密に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて密に賞品を提供する営業であること。その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそそおるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射撃心をそそおるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、密に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	バチンコ営業店による社会貢献活動の推進。バチンコ営業店内にバチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、賞玉・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「賞メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	バチンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ産品買取所」に対する凶悪犯罪が、全国で増加している。現場を露み、再度ご提案をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為に、性別がはっきりしたバチンコ営業店内で「賞玉・賞メダル」の買戻しを行うことが、多くのバチンコファンを凶悪犯罪から守るために最も必要であると考えるのであります。具体的には、バチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第122条第2号に定められた、「賞玉・賞メダル」と同等金額にて安全なバチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すこと出来るシステム。このシステムの採用により、日本に来る海外観光客が年々増加している中で(国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に834万人であった)、世界の人人々に、日本で生れたバチンコ文化を紹介する事が、バチンコを単なる娯楽から健全な娯楽産業にする重要な課題であると考えます。「バチンコは平和産業である。」(ミハイル・コルパチョフ元ソ連大統領の弁)このバチンコ産業を日本だけでやるのはもったいない。ハイテク電子部品先端技術等の製品製造技術と雇用促進、納税等の社会貢献が集積する娯楽産業が、今回の提案によりは認められる、新しいバチンコビジネスモデルへと発展する事が出来るのであります。	C		ばちんこ営業店内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ばちんこ営業に関して現金が賞品として提供されることと同一視でき、当該営業に対して著しく客の射撃心をそそおるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。					1 0 4 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
0120090	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル。バチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル」を行う「賞玉・賞メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和40年法律第122号。以下「法」という。) 第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、密に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて密に賞品を提供する営業であること。その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそそおるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射撃心をそそおるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料としてばちんこ遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えること等の規制がなされている。	「賞玉・賞メダル」の最高限度額を、現在の賞玉、玉一個につき4円、賞メダル、メダル一枚につき20円を超えないことと改定する。	内閣府が以前行った国内における物産の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物産モニターに対し調査を行った結果は、物産の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データと比較した場合、人口(名古屋224万人、札幌189万人)、一人当たりの市民所得(名古屋324万円、札幌270万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.56倍)という数字にも表れており、データから地域差は当然ありものである。現在のバチンコの賞玉金額は昭和52年(1977年)に1000円から40円に改定されたから実に30年間も見直しが行われておらず、バチンコファンからは、賞玉金額の上限の改定を望む声があがっており、そもそも、バチンコ営業は本質的に認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を容れて立入ることを禁止している等、戦後60年に渡り国民の誰もが認める、適度な射撃心を保った健全な娯楽産業であります。例えば馬場、競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを認めても、国民の大衆娯楽であるバチンコ産業だけが、過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「賞玉・賞メダル料金」賞玉にあっては1円から5円、賞メダルにあっては上限25円の金額の中から、お客様の選択に合わせた新しい遊技チャイスを行うことが、バチンコファンにとっても時代に合った最良の選択であるため、今回の提案をさせて頂きます。	C		本件は、ばちんこ遊技機に係る玉及び回胴式遊技機に係るメダルの準備の上限を引き上げざることを要するものと認識しているが、ばちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業に対して著しく客の射撃心をそそおるおそれが生じるとともに、引上げの程度によっては、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。					1 0 4 0 9 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
0120100	クーポン型ふるさと活性化Project	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第2条第1項第8号、第23条第2項	ゲームセンター営業は、スロットマシン、テレビゲーム機等の遊技設備により密に遊技させる営業であるが、ゲーム機賭博や半非行の温床となるといった問題が生じていることから、その健全化と業務の適正化を図ることを目的に、ゲームセンター営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、遊技の結果に応じて賞品を提供すること等を禁止している。	ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業を営む者は、その営業に際し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない、とされているが、認定された特区内において、当該地方公共団体と連携してNPO法人が地域通貨を発行、流通を行う場合には、特区内のゲームセンター等で得たコインは、一定の基準で当該地域通貨と交換できるようにする。	地域通貨事業については近年多くの取り組みが行われているが、利用者の参加数が少ないという課題があると考える。そこで、新しい地域通貨事業のモデルとして、特区内のホテル等宿泊施設の中にあるゲームセンターとも連携したプロジェクトを展開する。具体的には、特区内に地方公共団体、NPO法人、商店街、ホテル等からなる協議会を設置し、当該協議会の参加者が営業しているゲームセンター内に限り、ゲームで得たコインを一定数で特区内の参加商店等に使える地域通貨と交換できることとする。これにより、訪れた観光客がセンター内イベント施設で遊び、さらにゲームで得た地域通貨も特区内で使えることから、特区内で地域通貨の流通がさらに進み、特区内での観光客、地元住民の消費拡大、経済効果が期待できる。ただし、未成年者の利用は終日禁止とし、営業時間等は現行の規制を遵守することとする。	C		提案内容に記載されている「地域通貨」がどのようなものか然しとなく、現金又は有価証券に相当するものと解される。ゲームセンター営業では、客の射撃心を著しくそそおるおそれがあるため、遊技の結果に応じて賞品を提供することを禁止していること、限定された地域内といえども「地域通貨」を賞品として提供すること、射撃心を著しくそそおるとともに、当該行為が賭博罪に当たるおそれがあることから、認められない。					1 0 8 0 3 0	個人	東京都	警察庁			